

# 各検討項目の導入方針（案）

令和8年4月  
基地局等評価方法作業班  
事務局

# 1 考え方

- 以下の検討項目について、これまでの議論を踏まえて我が国の制度への導入方針を整理する。
  - ・局所SAR、全身平均SARを指標とした適合性評価方法
  - ・Actual maximum approachを考慮した適合性評価方法
  - ・基地局等から発射される制御信号に着目した測定による電波ばく露量の評価方法
  - ・現行制度の電磁界強度による適合性評価方法の一部見直し
  
- 前回作業班(令和8年2月26日開催)で提示した論点を踏まえ、我が国の制度への導入方針を整理する。
  
- 本日の作業班において整理した各検討項目の導入方針を踏まえ、次回作業班において、報告書に記載する内容の方向性及び骨子案(項目、概要等)を整理することとしたい。

## 【前回提示した論点】

- ・SARの測定での評価を認めるか。その場合、適用できる距離をどのようにするか
- ・SARの算出式での評価を認めるか。その場合、適用できる距離をどのようにするか(IEC62232の距離の条件(Front: 20cm以遠、Axial/Back: 制限なし)をそのまま導入するか)
- ・必要に応じて、海外動向を深掘りする(実装している国について、何をどのように導入しているか、研究・検討事例は十分か、など)

## 【論点を踏まえた導入方針】

- ・国際規格や欧米等で認められている(これまで様々な論文等でその妥当性が確認されている)ことを踏まえ、我が国でもSAR評価を認めることとする。
- ・測定についてはIEC62232で規定している測定法での評価を認めることとするが、計算での評価については、技術的な有効性は確認されているものの適用可能な周波数範囲が測定に比べて狭いこと、SAR評価の要望理由の一つであるアンテナ近傍での評価に適用できないことから、有用性の観点で、現時点では導入を見送ることとする。
- ・対象とする距離については、IEC62232を踏まえ、アンテナ密着から1mまでの範囲とする。

	ばく露の種類	評価指標	適用可能な方向	周波数	評価可能な波源からの距離
測定	局所	局所SAR	制限なし	300 MHz~6 GHz	~1 m
	全身	全身平均SAR	制限なし	300 MHz~6 GHz	~1 m
計算	局所	局所SAR	Front	300 MHz~5 GHz	A mより大きな距離 Aは、0.2と $\lambda/2\pi$ の大きい方
			Back, Axial	600 MHz~2.7 GHz	制約なし
	全身	全身平均SAR	Front	300 MHz~5 GHz	制約なし

## 【前回提示した論点】

- ・AMAの考え方を導入するか
  - －AMAのうち、理論的に導出される係数を乗じる方法を導入するか
  - －AMAのうち、統計解析から導出した送信電力低減係数を乗じる方法を導入するか(その場合、監視・制御の必要性をどのように考えるか)
- ・送信電力低減係数( $F_{PR}$ )の値をどのように設定するか(監視・制御を確実に行えば、基準値を超えるという問題は生じないと考えられるため、事業者の判断としてよいか)
- ・監視方法、実運用上の最大送信電力を基準値以内に制御する方法をどのようにするのがよいか
- ・TDD基地局等の離隔距離が従来よりも短くなる可能性があることについて、国民への分かりやすい説明に努める必要がある

## 【論点を踏まえた導入方針】

- ・国際規格や欧米等で認められていることを踏まえ、AMAの考え方を導入する。(理論的に導出される係数を乗じる方法、統計解析から導出した送信電力低減係数を乗じる方法を導入する)
- ・送信電力低減係数( $F_{PR}$ )の設定については、欧州の多くの国での対応と同様、事業者の判断によるものとする。
- ・監視・制御について、適切に行われるよう、総務省令等で規定することとする。
- ・国民への説明については、総務省等関係者による講演会やHP等での説明に加え、携帯電話事業者としても国民が安心できるような説明や取組に努める。

## 【前回提示した論点】

- ・IEC62232の外挿方法をそのまま導入することによいか
- ・実際の値が、外挿値を超えるケースは想定されないか。その場合の影響をどのように考えるか  
※前回作業班の資料では、「(外挿値が)実際の値を超えるケースは想定されないか。」としていたが、誤記であり、上記のとおり修正

## 【論点を踏まえた導入方針】

- ・国際規格であり、欧州等でも導入されていることを踏まえ、我が国でもIEC62232の方法をそのまま導入することとする。
- ・測定に基づく外挿値は、理論上は通信トラフィック変動による影響を受けず最大ばく露量の測定が可能となる。

### 【前回提示した論点】

- ・他に、根拠とすべき国際標準規格や研究事例はあるか  
(水平方向の算出地点について、 $N/10$ としている規定の関連)
- ・その他、IEC規格と過去答申(現制度含む)との間で整合が必要な事項はないか。

### 【論点を踏まえた導入方針】

- ・水平方向の算出地点について、韓国以外の事例は、今後も引き続き調べていく。
- ・算出地点付近にビル、鉄塔、金属物体等の建造物が存在し強い反射を生じさせるおそれがある場合は、算出した電波の強度の値に6dBを加える規定について、関連する文献や海外動向を今後も引き続き調べていく。
- ・なお、上記2点について、総務省の海外動向調査等で調べていくとともに、事業者等としてもデータの蓄積等を行っていくことが望ましい。